

第84号議案 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

目次

1	長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について	……………	2～6ページ
2	長崎市火災予防条例新旧対照表	……………	7～11ページ

消 防 局

令和5年6月

## 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について

### 1 条例の改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準等を見直す必要があり、本市においても同様の改正を行うもの。

### 2 法改正の概要

近年の大型電動車や電動バス等の普及拡大に伴う急速充電設備の高出力化の需要の高まりを受け、変電設備に規制されていた全出力が200キロワットを超える設備についても今回規制が緩和され、全出力が20キロワット以下のものを除いた設備全てを急速充電設備として対象火気設備等の対象とする旨の省令の改正が行われたことと併せて、喫煙等に係る火災予防の規定の整理が行われたもの。

### 3 条例の改正内容

#### (1) 火気設備等に係る急速充電設備の定義の見直し(第11条の2関係)

ア 急速充電設備の定義の明確化を行うとともに、全出力200キロワットを超える急速充電設備についても、条例の規制の対象とするもの。(現行の規制対象範囲は、20キロワットを超え200キロワットまで)

イ 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するもの。

#### (2) 喫煙等に係る標識の設置及び図記号の規格の見直し(第23条関係)

ア 「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した文字による標識を設置する際に、図記号による標識を任意で設置する場合は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものにしなければならないとするもの。

イ 健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、「喫煙所」と表示した標識を設置しなくてもよいとするもの。

#### 4 急速充電設備に関する改正の概要

##### (1) 全出力による規制について



##### (2) 定義の明確化について

###### ア 一体型

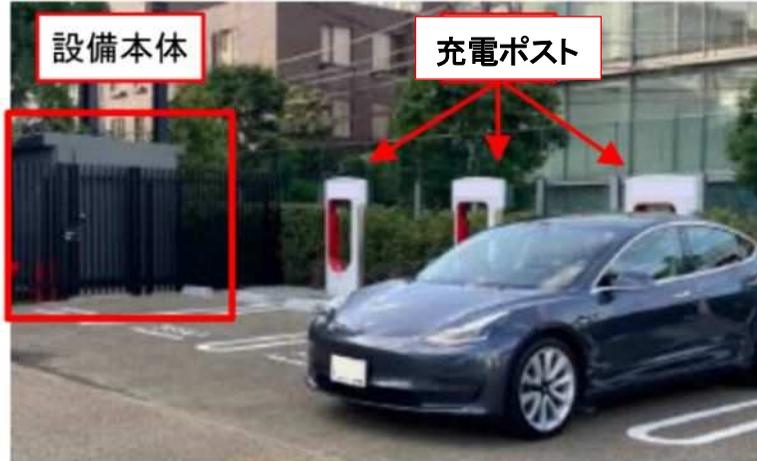


【外観】



【充電時の状況】

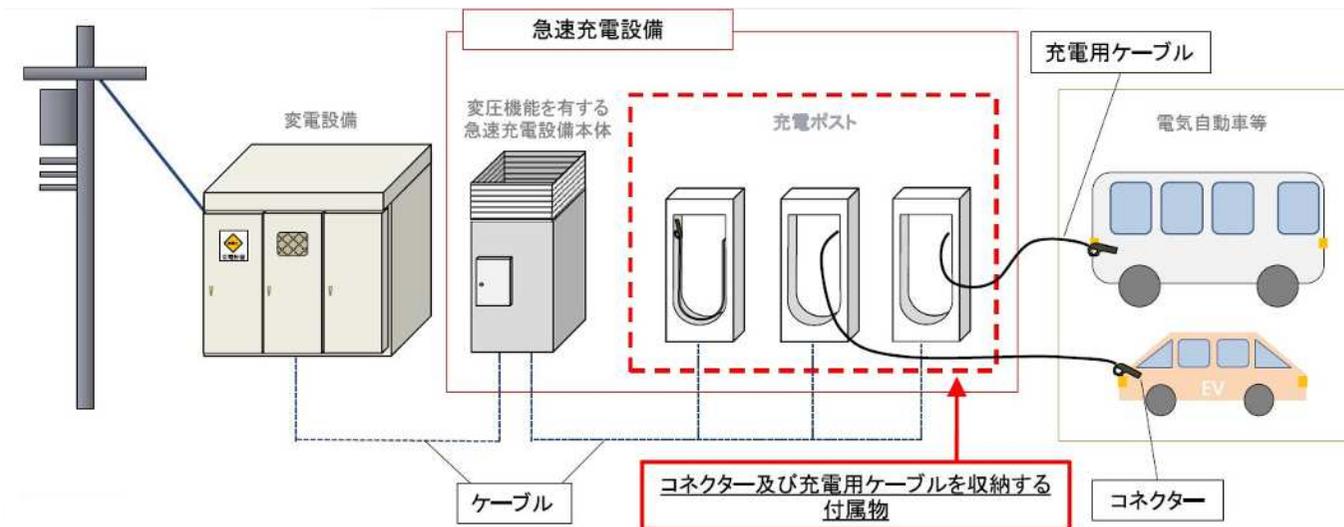
イ 分離型(※今回の改正で「充電ポスト」も設備に含まれることとした)



【全体図】



【充電ポスト】



【分離型設備構成図】

(3) 長崎市内の急速充電設備の設置状況(令和5年6月1日現在)

No.	設置場所	設置台数
1	自動車販売店	9
2	宿泊施設・店舗	3
3	公共施設	2
4	駐車場	1
5	その他	1
計		16

5 喫煙等に係る標識及び図記号に関する改正の概要

(1) 標識と併せて設ける場合の図記号について

標識	改正後		改正前
	国際標準化機構が 定めた規格(ISO)	日本産業規格(JIS)	長崎市火災予防条例 別表第7
「禁煙」			 【注1】
「火気厳禁」			 【注1】
「喫煙所」	 「喫煙可」の図)		 【注2】

【注1】記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白

【注2】記号は黒、地は白

(2) 喫煙所の標識について

	改正後 健康増進法	改正前 長崎市火災予防条例
喫煙所	 <p>【標識(例)】</p> <p>※「喫煙専用室標識」が設置されている場合には、「喫煙所」の標識は不要</p>	 <p>※白地・黒文字 ※幅 30cm 以上、長さ 10 cm 以上 ※「喫煙所」の「図記号の標識」の設置については任意</p>

6 条例の施行期日

公布の日。ただし、急速充電設備に係る規定については、令和5年10月1日。

7 長崎市火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする<u>自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。</u>)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて_____<u>充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)</u>をいい、<u>分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。)</u>にあつては、<u>充電ポストを含む。以下同じ。)</u>の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。<u>ただし、次に掲げるものにあつては</u>_____<u>、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p><u>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう</p> <p>_____<u>。以下同じ。)</u>の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。<u>ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。_____</p>

改正後	改正前
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>コネクタ</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>コネクタが電気自動車に接続され、</u>電圧が印加されている場合には、当該<u>コネクタが当該電気自動車等から</u>外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で<u>緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける</u>こと。</p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) <u>コネクタ</u> <u>_____</u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池<u>(主として保安のために設けるものを除く。)</u>について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこ</u></p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に</u>電圧が印加されている場合には、当該接続部が _____ 外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で<u>緊急停止させることができる措置を講ずる</u> _____ こと。</p> <p>(12) <u>自動車等</u> _____ の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) <u>コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)</u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 _____ について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>と。</u> <u>(18)・(19)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>以下同じ。</u>)に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において、消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(17)・(18)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう_____。)に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において、消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>[削る]</u></p> <p><b>3</b> 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)</p> <p><b>4</b> 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</p> <p><b>5</b> 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認</p>	<p><b>3</b> 前項又は次項第2号に掲げる場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</p> <p><b>4</b> 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置</p> <hr/> <p>(新設)</p> <p><b>5</b> 前項第2号 に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認</p>

改正後	改正前
<p>める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7（略）</p> <p><u>別表第7 削除</u></p>	<p>める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7（略）</p> <p><u>別表第7（第23条関係）</u></p>

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の長崎市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。